

第1回調布市文化会館たづくり及び調布市グリーンホール

指定管理者候補者選定審査委員会 議事録 (要旨)

開催日時 平成30年10月11日(木) 午後6時～7時

開催場所 文化会館たづくり6階602会議室

1 生活文化スポーツ部長あいさつ

2 正副委員長の選任について

○事務局 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

2の正副委員長の選任についてでございます。委員長につきましては、調布市公の施設の指定管理者候補者選定審査委員会要綱第5第2項の規定により、委員の互選によって選任することとなっております。どなたか立候補される方はございますでしょうか。――では、いかがいたしましょうか。

○F委員 事務局案があればお願いいたします。

○事務局 事務局といたしましては、A委員を推薦したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでしたので、A委員に委員長をお願いしたいと思います。

それでは、委員長が決定いたしましたので、これからの進行につきましては委員長にお願いいたします。

○A委員長 まことに恐縮ではございますが、ご指名ですので、やらさせていただきます。会を進めさせていただきます。

続きまして、副委員長の選任についてであります。副委員長につきましては、調布市公の施設の指定管理者候補者選定審査委員会要綱の第5第4項の規定によりまして、委員長が指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。

副委員長にJ委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。では、どうぞよろしくお願いいたします。

3 報 告

(1) 指定管理者制度の概要について

○事務局 では、順に説明いたします。

まず、(1)指定管理者制度の概要について説明いたします。

指定管理者制度は、平成15年に地方自治法の改正により創設された制度であり、公の施設の管理運営を公共団体や公共的団体に限らず、民間企業、ボランティア団体、NPOなどに広く委任する制度です。

公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進するために設置する施設で、調布市では、総合体育館、文化会館たづくり、グリーンホール、地域福祉センターなどが該当します。住民の福祉を増進するための施設ですので、行政の事務所である市役所は該当いたしません。

こちらの指定管理者制度の調布市の方針につきましては、調布市公の施設の指定管理者の指定に関する条例、調布市長が所管する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則、調布市公の施設の指定管理者候補者選定審査委員会要綱、指定管理者制度に係る事務処理方針によって定められております。

続いて、指定管理者制度の活用における方針としましては、公共性の確保を前提に市民サービスの維持・向上を図るとともに、地域の安定的、継続的な発展を目指すことを基本としております。

指定管理者の選定につきましては、公募を原則としておりますが、公の施設の設置目的を効果的、効率的に達成することが認められる法人などがある場合には、当該団体を候補者として選定することができます。指定期間は5年を基準とし、10年を限度としております。

監理団体の活用につきましては、庁内の検討組織である指定管理者制度及び監理団体に関する検討会において、基本的な考え方などを検討しております。監理団体とは、調布市監理団体に対する指導監理等に関する要綱に10団体定めております。

調布市で指定管理者制度を導入している施設は次のとおりです。文化会館たづくり及びグリーンホールは、平成18年度から指定管理者制度を導入し、調布市の監理団体である公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団を指定管理者としております。

続きまして、(2)文化会館たづくりの施設概要についてと(3)グリーンホールの施設概要について、あわせて説明いたします。

(2) 調布市文化会館たづくりの施設概要について

○事務局 まず、文化会館たづくりの施設概要についてです。

調布市文化会館たづくり条例第1条のとおり、市民相互の交流を通して市民のふれあいと連帯意識の形成を促進するとともに、文化の振興、市民の健康保持増進、情報の提供、防災対策の促進等に寄与するため、平成7年に調布市文化会館たづくりを設置いたしました。

平成7年10月1日に開館した文化会館たづくりは、東館と西館がありまして、東館は13階建てで定員506人のくすのきホールや大会議場、絵画や写真展などに使われる南北ギャラリー、そして図書館、会議室などがございます。また、地下に有料の駐車場を備えております。

西館は、健康推進課、総合防災安全課、情報管理課などがございます。

昨年度は、年間約186万人の入館者があり、大変多くの方にご利用いただいております。

なお、休館日は毎月第4月曜日及びその翌日となっております。

施設の使用状況については、平成29年度の年間稼働日数は331日となっております。稼働率はホール系が82%、会議室系が62%となっております。

(3) 調布市グリーンホールの施設概要について

○事務局 続きまして、グリーンホールの施設概要について説明いたします。

調布市グリーンホール条例第1条のとおり、市民の自主的な文化活動の場を提供するとともに、芸術文化活動の振興を図るため昭和52年に調布市グリーンホールを設置いたしました。

昭和52年8月25日に開館したグリーンホールは、定員1,307人の大ホールと定員300人の小ホールがございます。成人式や音楽鑑賞教室、映画やコンサート、また市民の発表の場として多目的に利用されております。休館日は毎週月曜日となっております。

平成29年度は、年間稼働日数が288日となります。稼働率は、大ホール81%、小ホール85%となっております。

(4) 公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団の概要について

○事務局 最後に、(4)公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団の概要につい

て説明いたします。

こちらはホームページで公表しております財団の概要シートになります。こちらの設立目的にあるとおり、財団は、調布市における芸術文化の振興を図るための事業を行うとともに市民の自主的文化活動の育成、コミュニティ活動の振興及び多様な学習要望に応えるための生涯学習に関する事業を行い、もって市民の文化の向上と地域社会の発展に寄与することを目的とし、平成7年3月31日に設立されました。平成23年に公益財団法人に移行しております。

主な事業内容は記載のとおりで、詳細は、平成29年度決算報告書及び平成30年度事業計画等に記載しております。

こちらの平成29年度決算報告書及び平成30年度事業計画をお願いいたします。こちらに平成29年度に実施しました事業を掲載しております。文化会館たづくり1階展示室での美術振興事業や、芸術・文化学習事業のちょうふ市民カレッジなどを実施しています。

グリーンホールでは、クラシックや演劇、落語など大人から子供まで楽しめる幅広い事業を多くの方に参加機会を提供しております。

財団では、市民のさまざまなニーズを把握しながら、芸術文化、コミュニティ、生涯学習など幅広い事業を行っております。

財団の職員については、平成30年4月1日現在、固有職員数は33人、派遣職員2人、嘱託職員3人の合計38人です。財団へは調布市から指定管理料と補助金を支出しております。それに図書館の管理委託料を含め、金額は合計で平成30年度予算額11億5,322万3,000円です。内訳は、補助金が人件費と事業補助、委託料は図書館からの受託事業、指定管理料はたづくりとグリーンホールの指定管理料からなります。

○A委員長　ただいま事務局から報告として、指定管理者制度、文化会館たづくり、グリーンホール、そして今回審査する財団の概要について説明がありました。今までのところで、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

では、次の4の議事に入ります。4、議事の指定管理者候補者選定の手順についての説明を事務局からお願いいたします。

4 議 事

(1) 指定管理者候補者選定の手順について

○事務局　では、4、議事の(1)指定管理者候補者選定の手順について説明いたします。

まず、9月3日に、財団を特命で指定管理者候補者とすることで市長の承認を得ております。9月28日に選定審査委員会を設置し、委員をお願いしております。翌10月1日に仕様書の承認を得て、財団に事業計画書の作成を依頼しております。10月10日、本日、第1回選定審査委員会として、たづくり、グリーンホールなどの説明と、選定の手順の説明を行っております。

今後の予定といたしましては、10月19日までに財団から指定申請書と事業計画書の提出を受け、10月30日に第2回選定審査委員会として、審査の方法と審査基準の説明を行い、財団のプレゼンテーションと質疑応答を行った上、委員会の審査結果をまとめます。その後、市長に報告し、第4期の指定管理者候補者の決定となります。仮協定が11月、議案審議が第4回定例会、本協定が1月となります。

続きまして、指定管理業務について説明いたします。お配りしました調布市文化会館たづくり指定管理業務仕様書と調布市グリーンホール指定管理業務仕様書をお手元をお願いいたします。こちらは、たづくり及びグリーンホールの指定管理を行う業務の内容と範囲などを定め、管理を委託するものです。次回におきまして、本仕様書をもとに財団が事業計画書を作成し、プレゼンテーションいたします。

仕様書の内容についてですが、主な事項と変更点について説明いたします。たづくり、グリーンホールにつきましては、それぞれ基本的な部分は共通となっておりますので、たづくりの仕様書をご覧ください。

まず、表紙に記載しております指定の期間を5年間から10年間に変更しています。その理由としましては、期間を長期化することにより、監理団体が有するノウハウの発揮、施設老朽化対策の計画的な実施、計画的な人材の育成、モチベーションの向上を図ることができ、その結果として市民サービスの向上や事業の充実、コストの縮減が期待されることにあります。

以上のことから、期間としましては、市の基準の上限である10年間に設定をしております。

仕様書を1枚開いていただきますと、目次がございます。最初の1と2につきましては、施設趣旨、概要となります。3以降につきましては、管理運営に関する基本的な考え方や事業、施設の運営に関する業務の基準などを明示しております。

平成27年に定められました「豊かな芸術文化・スポーツ活動を育むまちづくり宣言」を念頭に事業を行うことを前回からの仕様書の追加項目として定めております。

続いて、指定管理期間の変更に伴い、第三者評価の実施について新たに定めております。最後のページには、調布市と指定管理者のリスク負担表をつけております。

続きまして、追加でお配りしました審査基準と評価書をご覧ください。1枚がA4のもの、評価書がA3判のものになります。こちらにつきましては、前回指定管理者選定のときに使用した審査基準と評価書となります。

まず、評価につきましては、たづくりとグリーンホールの2施設を一括で説明いたしまして、評価結果につきましてはそれぞれ行います。審査基準は、評価方法及びその結果について記載しております。評価書につきましては、委員ごとに作成していただき、第2回のプレゼンテーションを踏まえて評価を記入していただくものになります。

評価書の一番上の項目をご覧ください。審査項目、評価項目、仕様書項目、事業計画書項目、説明順、共通、たづくり、グリーンホール、評価の理由を記載しております。

まず、審査項目、評価項目につきましては、指定管理者制度に係る事務処理方針における選定方法に基づき設定しております。

仕様書項目は、仕様書に該当する番号を記載しております。

事業計画書項目及び説明順につきましては、次回までに記載したものを配付したいと思います。

共通と記載のある部分につきましては、事業計画書の内容で、文化会館たづくり、グリーンホールにおいて共通の項目であると思われるため、評価を共通とさせていただいております。

本日お示ししました審査基準と評価書につきましては、委員の皆様からご意見をいただきまして、次回委員会までに加味した審査基準、項目をつくっていきたいと考えております。次回委員会につきましては、この審査基準などを確定し、候補者のプレゼンテーションを聞きながら質疑、応答をしていただきます。最後にこの評価書にご記入をいただき、総合的に財団に任せて大丈夫かどうかという結果を出すところまでいきたいと考えております。そういった視点で見えていただき、ご意見等あればお願いしたいと思っております。

また、本日の委員会でもご意見をいただき、本会の終了後も10月19日金曜日まで受け付けたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上であります。

○A委員長　　ありがとうございます。

皆様のほうでご意見、またご質問等がございましたら、どうぞよろしくお願いいたしま

す。——よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、指定管理者候補者の選定につきましては、次回、財団にプレゼンテーションをお願いし、委員会で審査します。その後、市長に報告するということでした。選定につきまして、皆様よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。では、指定管理者候補者の選定については、承認ということにいたします。

(2) 委員会の公開・非公開について

○A委員長　　続きまして、議事の(2)委員会の公開・非公開についてです。

調布市公の施設の指定管理者候補者選定審査委員会要綱第6の第5項で、委員会は非公開、ただし、委員長が必要と認めたときは公開となっております。審査の透明性や公正性を考え、第2回選定審査委員会は、プレゼンテーションを公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。では、第2回選定審査委員会につきましては公開といたします。

続きまして、5、その他の次回以降の日程についてです。事務局から説明をお願いいたします。

5 その他

次回の日程について

○事務局　　では、次回以降の日程について説明いたします。

後日、改めて第2回選定審査委員会の通知をお送りいたしますが、本日の委員会後、10月30日火曜日に、財団からのプレゼンテーション、質疑応答を予定しております。提案内容を確認後、意見などをとりまとめ、当日、委員会の結果を決定する予定であります。

おおよその時間配分につきましては、午後5時から6時まで財団からのプレゼンテーション、6時から6時半分まで質疑応答及び評価、6時半分から6時45分まで結果の集計をさせていただきます。6時45分から7時まで選定審査結果の審議と決定ということで考えております。

本日お配りしました資料のほか、事業計画書をもとにプレゼンテーションを行う予定と

なっております。第2回においても、本日の資料の持参をお願いいたします。

また、事業計画書につきましては、この後、財団から提出がありますので、1週間前を目途に事前に皆様にお配りさせていただきます。

以上です。

○A委員長　ありがとうございます。では、次回は10月30日に第2回の委員会を開催するとのことでした。

皆様、ここまで何かありましたら、どうぞご意見等を。——ほかにないようでしたら、本日の委員会はこれで終了いたします。本日は、どうもありがとうございました。

——了——